

家庭ごみを持ち込む場合

ごみ収集日以外にごみを出したい場合や、大量のごみ・粗大ごみがある場合には、以下の施設に直接持ち込むことができます。裏面の注意事項もご覧ください。

ごみ焼却施設(宝田三丁目13番6号、☎22-2848)

- 受付日 ①平日の月～金曜 ②第2土曜日
③一部祝日等(7/20、8/11、9/21、9/22、10/12、12/29、1/11)
- 受付時間 ①③午前8時30分～11時50分、午後1時～5時
② 午前8時30分～11時50分

○持ち込めるもの

もやすごみ(木材・剪定枝木等も持込可)、布団
古紙類(新聞・雑誌・ダンボール・飲料用パック・雑がみ)

○処理料金 10kgにつき120円(古紙類は無料)

令和8年10月1日から:10kgにつき150円(古紙類は無料)



市ホームページ

リサイクルプラザ(水沢字水京68-1、☎35-3557)

○受付時間 平日 午前9時～11時50分、午後1時～4時30分
※土日祝日、年末年始は持ち込みできません。

○持ち込めるもの

ごみステーションに「もやすごみ」以外で出しているもの
粗大ごみ

○処理料金 「もやすごみ」以外…10kgにつき120円

令和8年10月1日から:10kgにつき150円

粗大ごみ…「粗大ごみ料金表」に記載の品目ごとの金額



粗大ごみ料金表



市ホームページ

★一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼することもできます。

有料になりますので、詳しくは各業者にお問合せください。

業者名	所在地	電話番号 (0235-)	粗大 ごみ	家電	業者名	所在地	電話番号 (0235-)	粗大 ごみ	家電
㈲朝日環境衛生	越中山	53-2811	●		㈱庄交コーポレーション	日和田町	25-1380	●	●
ウィズ(株)	西目	35-3569	●	●	庄内環境整備(株)	茅原町	22-0496	●	
㈲大滝商店	白山	22-1889	●	●	東北イトップ(株)	藤浪四丁目	64-5785	●	●
㈲大淵商店	安丹	24-0555	●	●	㈲ハイロード	羽黒町赤川	62-4747	●	
㈱環境管理センター	宝田三丁目	25-0801	●	●	㈱エコー	酒田市	0234-35-1707		●
㈱管理システム (アール・イー・シー)	たらのき代	57-3225	●	●	㈱エルデック	酒田市	0234-34-3355	●	●
					㈱今野運輸	酒田市	0234-31-3488		●

共通事項

- ごみは分別し、持ち込み・積み下ろしは必ずご自分で行っていただくようお願いします。
- 市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていない業者が、ごみの運搬を行うことはできません(古物商や産業廃棄物収集運搬業の許可では運搬できません)。
- 種類や状態によっては、市で処理できないため、受け入れをお断りする場合があります。

もやすごみ(→ごみ焼却施設)

- 通常、茶色の袋に入れてごみステーションに出せるごみを持ち込めます。
 - 直接持ち込み時は茶色のごみ袋に入れる必要はありません。
 - 生ごみはよく水切りをしてから出してください。
 - 衣類・靴・かばん類は、金具がついていても「もやすごみ」になります。
- 木材等(板切れ・雪囲い用の竹や杭など)・庭木の剪定枝木・花束・草
 - 直径(幅)10cm、長さ60cm以内のものに限ります。
 - ※太いと燃え残ってしまいます。また、長いと焼却炉の入口が詰まってしまいます。
 - ※粗大ごみや建築廃材に該当するものは、上記のサイズでも受け入れできません。
 - 剪定枝・草等は乾燥させてから出してください。
 - ※水分が多いと燃えにくいです。乾燥させると軽くなり料金も抑えることができます。
- ござ・すだれ・風呂用マット・カーペット・じゅうたん
 - 直径10cm、長さ90cm以内のものに限ります。
- 座敷ほうき・竹ほうき
 - 長さ60cm以下の竹製・プラスチック製のものに限ります。
 - ※古紙類(新聞・雑誌・ダンボール・飲料用パック・雑がみ)は無料で回収しています。
 - ※箆筥や机などの木製家具は粗大ごみになります(→リサイクルプラザへ)。



布団(→ごみ焼却施設)

- 掛布団・敷布団あわせて1家庭1日10枚まで。
- 羽毛布団・毛布・枕・座布団・ブルーシートも持ち込み可能です。
 - ※マットレスはごみ焼却施設では、受け入れできません。



「もやすごみ」以外で出しているもの(→リサイクルプラザ)

- 通常、桃・黄・緑・青色のごみ袋で収集に出せるものや蛍光灯・乾電池等を持ち込めます。
 - ※収集用のごみ袋に入れる必要はありませんが、種類別に分けて持ち込んでください。

粗大ごみ(→リサイクルプラザ)

- ※建物の解体・リフォームに伴うものは受け入れをお断りしております。
- ※家電リサイクル法の対象品目(冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・乾燥機、テレビ)やスプリング入りマットレスなど、市で処理できないごみは受け入れできません。
 - ➡ 表面の許可業者に依頼するなどしてください。